

薩 摩 川 内 市 中 期 財 政 運 営 指 針

令 和 4 年 2 月 策 定

令 和 7 年 3 月 改 定

1 これまでの取り組み

本市では、財政運営において、平成16年11月に「財政健全化計画・中長期財政運営指針」、平成24年11月に地方交付税の段階的縮減を踏まえた「財政運営プログラム」、令和4年2月に「中期財政運営指針」を策定し、健全で持続可能な財政運営に取り組んできました。

2 改定の趣旨

第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画（令和7年度～令和11年度）の計画期間に合わせるとともに、直近の決算状況を反映した財政推計に基づき、新たな目標値を設定しました。

さらには、財政運営の基本的な考え方、基金・市債の管理の考え方を追加し、健全で持続可能な財政運営を目指した令和7年4月からの計画期間とする改定を行いました。

3 本市の財政運営の状況

中期財政運営指針での取組方針に基づき、毎年度財政推計を行い、翌年度の予算規模の設定と翌年度以降の財政指標が適正となるように努めています。

しかし、円安の影響等によるエネルギー・原材料価格の高騰に加え、金利の上昇など、本市を取り巻く状況は一層厳しさを増しているところです。

4 今後の取り組み

今後も、健全で持続可能な財政運営を確立し、将来にわたって市民サービスを安定的に提供していくため、今後の財政運営の指針となる中期的な視点に立った指標や目標値を設定する必要があると考えます。

引き続き、毎年度、前年度決算を反映した財政推計を行い、翌年度の予算規模を設定し、実施計画の3カ年の財源フレームを設定するなど、財政推計により今後の運営状況を注視します。

5 財政運営における方向性

第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画の最終年度を終期とする財政指標の数値目標を、中期財政運営指針として設定し、健全で持続可能な財政運営に努めます。

(1) 財政指標

項 目	現 状 値	目 標 値
	令和5年度(決算)	令和11年度(決算)
財政調整基金残高	80億円	70億円以上
減債基金残高	12億円	10億円以上
実質公債費比率	7.3%	7.0%以下
将来負担比率	— (△16.8%)	— (0.0%以下)
市債残高(普通会計)	345億円	320億円以下

(2) 財政運営の基本的な考え方

① 財源の確保

自主財源の確保を図るため、市税等の徴収率の更なる向上、債権管理の徹底、未利用資産の売却等のほか、広告収入やふるさと納税、基金の運用など、あらゆる財源の確保に努めます。

施設使用料等については、利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、受益者負担の原則に立ち、定期的に見直しを行います。

また、国・県等の補助制度の活用を徹底し、可能な限り財源の確保に努めます。

② 経費の抑制

ア 事務事業の見直し

スクラップ・アンド・ビルドの徹底に加え、事業の廃止や見直しを進めるなど、歳出の削減に取り組むとともに、新規・拡充事業については、後年度負担、実効性等を十分検討し、政策目的を明確にした上で、根拠に基づいた事業の設定に努めます。

イ 公共施設管理経費の抑制

「薩摩川内市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の集約化や複合化などによる施設保有量の適正化、財政負担の軽減、平準化に努めます。

ウ 定員管理

定員管理については、「薩摩川内市定員管理計画」に基づき、持続可能な行政サービスの提供に必要な職員数を確保した上で、指定管理者制度などの手法による民間活力の導入や、デジタル技術等の活用による業務の効率化を図り、適正な定員数に努めます。

(3) 基金管理の考え方

基金とは、地方自治法に基づき、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産を指します。

その種類は、地方財政法の規定に基づく資金として財源調整及び財政需要に対処するための資金の積み立てや、ある特定の事業を実施するために積み立てられる資金などがあります。

① 財政調整基金

ア 目的・機能

財政調整基金は、地方財政法の規定に基づく資金として、年度間の財源の不均衡の調整及び経済事情の著しい変動等や災害により生じた経費又は収入減などの財政運営上の財源不足を補うための資金積立のために設置する基金です。

イ 積立の考え方

地方財政法の規定に基づき積み立てを行うとともに、財政指標の目標値の残高を確保できるよう積み立てを行います。

なお、残高が過大とならないよう留意します。

② 減債基金

ア 目的・機能

減債基金は、地方財政法の規定に基づく資金として、年度間の財源調整のうち、特に市債の償還に必要な財源を確保するために設置する基金です。

イ 積立の考え方

合併特例事業債の活用終了に伴い、交付税措置率の低い市債借入による財政負担への影響や金利動向に留意し、年度間の財政負担の平準化が図れるよう市債残高及び公債費負担の見通しに応じて積み立てを行います。

③ その他特定目的基金

特定の目的のために必要な額を積み立て、事業実施に活用します。

(4) 市債管理の考え方

市債とは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務です。

市債を財源とする事業は、地方財政法で定められており、災害復旧事業や学校、消防施設、道路等の公共施設の整備などに限定されています。

① 市債の機能

市債には、①世代間の負担の公平を図る調整（公共施設等の整備等）、②財政負担の年度間調整（災害復旧や大規模な建設事業等）などの機能があります。

② 市債の活用

財政の健全性を保つため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質公債費比率や将来負担比率の推移及び見通しに注視しつつ、可能な限り交付税措置のある有利な市債の活用に努めます。